

資 料

外国民事訴訟法研究（46）

外国民事訴訟法研究会
（代表者 加藤 哲夫）

「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔4〕

監訳 加藤 哲夫
棚橋 洋平
中山 義丸
向山 純子
高田 明

「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔4〕

監訳 加藤 哲夫
棚橋 洋平
中山 義丸
向山 純子
高田 明

第1001条

第Ⅰ章 事件の開始；手続開始の申立て及び救済命令に関する手続（第1002条～第1021条）（第1001条～第1010条・比較法学49巻2号；第1011条～第1021条・同49巻3号）

第Ⅱ章 手続上の機関及び手続の運用；通知；関係人集会；調査；選任；弁護士及び会計士（第2001条～第2020条）（第2001条～第2006条・同50巻1号；第2007条～第2020条・本号）

第Ⅲ章 請求権，並びに，債権者及び持分権保有者への配当；計画（第3001条～第3022条）

第Ⅳ章 債務者；義務及び利益（第4001条～第4008条）

第Ⅴ章 裁判所及び書記官（第5001条～第5012条）

第Ⅵ章 倒産財団の蒐集及び清算（第6001条～第6011条）

第Ⅶ章 対審手続（第7001条～第7087条）

第Ⅷ章 地方裁判所又は倒産事件上訴合議体⁽¹⁾への不服申立て（第8001条～第8028条）

第Ⅸ章 一般規定（第9001条～第9037条）

※ 本試訳〔3〕及び〔4〕は、JSPS 科研費・基盤研究 C 課題番号26380136の助成を受けた成果の一部である。

(1) 'Bankruptcy Appellate Panel' は、これまで日本での用例に従い「破産事件

◆ R. 第2007条 (事件開始の前に組織された債権者委員会の選任の審査)

(a) 債権者委員会選任の審査を求める申立て 本法第1102条(a)⁽²⁾の規定により連邦管財官によって選任された債権者委員会が、第9章又は第11章の事件が開始される前に債権者によって組織された委員会の構成員で構成されているときは、利害関係人の申立てにより、かつ、連邦管財官及び裁判所が指定するその他の者に対する通知に基づく審問を経た上で、裁判所は、その債権者委員会の選任が本法第1102条(b)(1)の要件⁽³⁾を満たすか否かを確定することができる。

(b) 債権者委員会委員の選任 裁判所は、第9章又は第11章事件が開始される前に無担保債権者から組織される委員会が、次の場合のいずれにも該当するときは、公正に選任されたものと認定することができる：

- (1) 債権者委員会が、本法第702条(a)⁽⁴⁾の規定により議決権を行使することができる無担保債権者であって、かつ、1,000ドルを超える無担保の請求権を有するすべての債権者又は額において上位100名の債権者が、少なくとも7日の猶予のある書面での通知を受けた債権者集会において、本人が出席し又は代理人により代理されて議決権を行使する債権者の氏名及びそれらの債権額を報告する書面での議事録が保管され、それが閲覧に供されている債権者集会において本人が出席し又は代理人によって代理された無担保債権者の、頭数及び請求権の額の過半によって選任されたとき、
- (2) 選任された債権者委員会に賛成する議決権でその集会で行使されたす

上訴合議体」と訳したが、連邦倒産法が規定するすべての手続における倒産裁判所の判決、決定、又は命令に対する上訴につきこの合議体が管轄権を有することから、本号より「倒産事件上訴合議体」の訳を付すこととした。この機関の概要については、R. 第8000条台の部分で解説する予定である。

- (2) 連邦倒産法第1102条(a)によれば、第11章事件において連邦管財官は、無担保債権者委員会を選任しなければならない、また、連邦管財官が適当とみなすところにより、追加して債権者委員会又は持分証券保有者委員会を選任することができる。
- (3) 連邦倒産法第1102条(b)(1)は、同条(a)の規定により選任された債権者委員会の構成を規定している。これによれば、通常は、債権者委員会は債務者に対する上位7番目までの高額債権を有する者で構成されなければならない。
- (4) 連邦倒産法第702条(a)は、第7章清算事件において、管財人を選任するための議決権を行使することができる債権者の資格を規定している。

すべての委任状が、R. 第2006条の規定に従って勧誘され、同条(e)の規定により必要とされる一覧表及び陳述書が連邦管財官に送付されていたとき、及び、

(3) その委員会の構成が、その他のすべての点で公正かつ適正であるとき。

(c) **選任の要件を遵守しない場合** 本条(a)の規定による通知に基づく審問を経た上で、裁判所は、債権者委員会の選任が本法第1102条(b)(1)の要件を満たしていないと認定するときは、連邦管財官に対してその選任の取消しを命じなければならず⁽⁵⁾、かつ、その他の適切な処分を命じることができる。

◆ R. 第2007.1条 (第11章更生事件における管財人又は調査委員の選任)

(a) **管財人又は調査委員を選任する決定** 第11章更生事件においては、本法第1104条(a)⁽⁶⁾又は本法第1104条(c)⁽⁷⁾の規定による管財人又は調査委員を選任する決定を求める申立ては、R. 第9014条⁽⁸⁾の規定に従いなされなければならない。

(b) **管財人の選任** (1) 選任を求める申立て 第11章更生事件において管財人を選任する目的で債権者集会の開催を求める申立書⁽⁹⁾は、本法第

(5) 連邦倒産法第1102条(a)(4)によれば、裁判所は、債権者委員会の構成員の変更を連邦管財官に対して命じることができる。

(6) 連邦倒産法第1104条は、第11章事件における管財人又は調査委員の選任について規定している。

(7) 連邦倒産法第1104条(c)は、同条(a)の規定により管財人が選任されない場合には、利害関係人の申立てに基づいて、経営者による債務者の事業の詐欺、不誠実、無能力、又は間違った経営等を調査する調査委員を選任しなければならない旨を規定する。

(8) R. 第9014条は、連邦倒産手続規則に規定されていない「争われた事項」の申立て、送達、そして、それらの事項に関する審理手続に連邦民事訴訟手続規則の準用を規定する、連邦倒産手続規則第Ⅷ章の規定の適用等を規定する。

(9) 連邦倒産法第11章更生事件では、原則として手続開始後も財産の占有を継続する債務者(DIP)が事業の継続や財産の管理処分を行う方式が採用されている。他方、事件開始の前後において、その経営者による債務者の事業の詐欺、不誠実、無能力、又は間違った経営を含む相当の理由があると認められるとき、又は、債権者の利益になると認められるときは、利害関係人の申立て又は連邦管財官の申立てに基づいて、裁判所は管財人を選任することができる(同法第1104条(a)参照)。この点で、第11章更生手続は日本の民事再生手続とその仕組みは同じである。

1104条(b)の規定により定められた期間内に R. 第5005条⁽¹⁰⁾の規定に従い裁判所に提出され、かつ、連邦管財官に送付されなければならない。選任された者につき裁判所がこれを承認するまでの間、本法第1104条(d)の規定により連邦管財官により選任され、かつ、本条(c)の規定に従い承認されたいかなる者も、管財人として職務を遂行しなければならない。

(2) 選任及び通知の方式 本法第1104条(b)の規定による管財人の選任は、R. 第2003条(b)(3)⁽¹¹⁾及びR. 第2006条の規定による方式によって行われなければならない。本法第1104条(b)の規定により開催される債権者集会の通知は、R. 第2002条の規定によりなされなければならない。連邦管財官は、その債権者集会を主宰しなければならない。管財人の選任につき議決権を行使する目的の委任状は、本法第1102条の規定により選任された債権者委員会、又はR. 第2006条の規定により委任状を勧誘する権限を有するその他の者によってのみ勧誘することができる。

(3) 選任の報告及び争点の解決 (A) 争いのない選任の報告 管財人の選任につきいかなる争いも生じなかったときは、連邦管財官は、選任された者の氏名及び住所を含むその選任を認証する報告書、及び、その選任には争いがないとの陳述書を、裁判所に速やかに提出しなければならない。その報告は、債務者、債権者、その他の利害関係人、これらの者のそれぞれの弁護士及び会計士、連邦管財官、又は、連邦管財官事務所において雇用されたいかなる者との間の人的関係を明らかにした、選任された者の誓言された陳述書を添付してしなければならない。

(B) 選任につき生じた争い 管財人の選任から争いが生じたときは、連邦管財官は、その選任に争いがあることを記載した報告書であって、裁判所にその争いの性質の情報を提供し、かつ、その争いによって提示された代替案により選任される管財人候補者の氏名及び住所を一覧にした報告書を、速やかに裁判所に提出しなければならない。その報告は、債務者、債権者、その他の利害関係人、これらの者のそれぞれの弁護士及び会計士、連邦管財官、又は、連邦管財官事務所において雇用されたいかなる者との間の人的関係を明らかにした、争いによって提示された各代替案によ

(10) R. 第5005条は、連邦倒産手続規則が定めている書類の提出及び送付の方式について規定している。

(11) R. 第2003条(b)(3)は、第7章清算事件における債権者の議決権の行使について規定している。

って選任される各候補者の誓言された陳述書を添付してしなければならない。争われた選任に関する報告書が裁判所に提出された日より前に、連邦管財官は、本法第1104条(b)の規定により集会の招集を求める申立てをなし又はその報告書の写しを受け取ることを求める申立てをなしたいたかなる利害関係人、及び、本法第1102条の規定により選任されたいかなる委員会に対しても、その報告書及び認証されたそれぞれの陳述書を送付しなければならない。

(c) **選任の承認** 本法第1104条(d)の規定による管財人又は調査委員の選任を承認する決定は、連邦管財官の申立てに基づいてなされなければならない。その申立書では、選任された者の氏名、及び、申立人が知りうる限りにおいて、債務者、債権者、その他の利害関係人、これらの者のそれぞれの弁護士及び会計士、連邦管財官、又は、連邦管財官事務所において雇用されたいかなる者との間のすべての人的関係を明らかにしなければならない。その申立書では、連邦管財官がその選任に関して協議した利害関係人の氏名を明らかにしなければならない。その申立ては、債務者、債権者、その他の利害関係人、これらの者のそれぞれの弁護士及び会計士、連邦管財官、又は、連邦管財官事務所において雇用されたいかなる者との間の人的関係を明らかにした、選任された者の誓言された陳述書を添付してしなければならない。

◆ R. 第2007.2条 (ヘルス・ケア事業者事件での患者ケア・オンブズマンの選任)⁽¹²⁾

(a) **患者ケア・オンブズマンを選任する決定** 債務者がヘルス・ケア事業

(12) 連邦倒産法第333条は、患者ケア・オンブズマンの選任を規定する。オンブズマンは、患者のケアの質を監視し、患者の利益を代理する(同条(a)(1))。債務者が第7章、第9章又は第11章の事件におけるヘルス・ケア事業者である場合、裁判所は、オンブズマンの選任がその事件の特定の事実の下での患者の保護に必要ではないと判断しない限り、事件開始後30日を超えない期間内に、オンブズマンの選任を命じ、この決定が発せられた後に、連邦管財官は、利害関係のない1名をオンブズマンとして選任しなければならない(同条(a)(2)(A)、(a)(1))。この場合、債務者が長期ケアを提供するヘルス・ケア事業者である場合には、連邦管財官は、事件が係属している州に対応する1965年米国高齢者法に基づき任命されている州の長期ケア・オンブズマン(the State Long-Term Care Ombusman)をその事件のオンブズマンとして選任することができる(同条(a)(2)(B))。連邦管財官がこのように州の長

者である場合の第7章、第9章、又は第11章の事件においては、裁判所は、本法第333条の規定により患者ケア・オンブズマンの選任を決定しなければならない。ただし、事件開始後21日を超えない期間内に又は裁判所によって定められた別の期間内になされた連邦管財官又は利害関係人の申立てにより、患者ケア・オンブズマンの選任が、その事件の特定の事情の下では患者の保護のために必要ではないと、その裁判所が認定した場合は、この限りではない。

(b) **オンブズマンを選任する決定を求める申立て** 裁判所が、オンブズマンの選任が必要でないと認定し、又は、その選任を終了させた場合において、裁判所は、連邦管財官又は利害関係人の申立てにより、選任が患者を保護するために必要になったと認定したときは、その後に選任を命じることができる。

(c) **選任の通知** 患者ケア・オンブズマンが本法第333条の規定により選任された場合には、連邦管財官は、選任された者の氏名及び住所を含む選任の通知書を裁判所に速やかに提出しなければならない。選任された者が州の長期ケア・オンブズマンでない限り、通知書には、選任された者と、債務者、債権者、患者、その他の利害関係人、これらの者のそれぞれの弁護士及び会計士、連邦管財官、並びに、連邦管財官事務所において雇用されたいかなる者との間の関係を明らかにした、選任された者の誓言された陳述書が添付されていなければならない。

(d) **選任の終了** 連邦管財官又は利害関係人の申立てにより、裁判所は、患者の保護のために選任が必要でないと認定する場合は、患者ケア・オンブズマンの選任を終了させることができる。

(e) **申立て** 本条の規定による申立ては、R. 第9014条⁽¹³⁾の規定により規律される。その申立書は、連邦管財官へ送付され、かつ、債務者、管財人、本法第705条の規定により選出され若しくは本法第1102条の規定により選任さ

期ケア・オンブズマンを選任しない場合には、裁判所は、事件が係属している州に対応する1965年米国高齢者法により任命された州の長期ケア・オンブズマンに対して、同条(a)(2)(A)の規定により選任されたオンブズマンの氏名及び住所を通知しなければならない(同条(a)(2)(C))。オンブズマンは、患者や医師との面談を含め、医療の質を監視しなければならない(同条(b)(1))、選任後60日以内に、その後は約60日の間隔でそのケアの質について裁判所に報告をしなければならない(同条(b)(2))。オンブズマンは、ケアの質が著しく低下しつつあり、又は極めて危ういと判断するときは、裁判所に対し、申立てをなし又は書面による報告をしなければならない(同条(b)(3)参照)。

(13) R. 第9014条については、注(8)参照。

れたいかなる委員会、又はその委員会が権限を付与した代理人、又は、事件が第9章地方公共団体の債務調整事件若しくは第11章更生事件であり、かつ、いかなる無担保債権者委員会も本法第1102条⁽¹⁴⁾の規定により選任されていない場合においてはR.第1007条(d)の規定により提出された名簿に含まれる債権者、並びに、裁判所が指名するその他の者に対して、送達されなければならない。

◆ R. 第2008条（管財人に対する選任通知）

連邦管財官は、管財人として選任された者に対し、直ちに、就任の方法、及び、適用がある場合には管財人による保証金額を、通知しなければならない。管財人が、R.第2010条の規定により包括損害填補保証証書を提出しており、かつ、第7章事件、第12章事件、又は第13章事件の管財人として選任され、選任通知書を受領した後7日以内にその職務の拒絶を書面により裁判所及び連邦管財官に対して通知しない場合には、その管財人は、職務を受諾したものとみなされるものとする。管財人として選任されたいかなるその他の者も、選任通知書を受領した後7日以内に書面により、その職務の受諾を裁判所及び連邦管財官に対して通知しなければならず、そうでない場合には、その者は当該職務を拒絶したものとみなされるものとする。

◆ R. 第2009条（共同管理が命じられた場合の倒産財団の管財人）

(a) 共同管理が命じられている数個の倒産財団のための単一の管財人の選出 裁判所がR.第1015条(b)⁽¹⁵⁾の規定により2つ以上の倒産財団の共同管理を命じる場合、債権者は、その事件が本法第7章第V節⁽¹⁶⁾に基づくものでない限り、

(14) 連邦倒産法第1102条は、委員会について規定している。第11章の救済命令後は、連邦管財官は、無担保債権者委員会を選任しなければならないが、また、追加的に債権者委員会又は持分証券保有者委員会を選任することができる(同条(a)(1))。裁判所は、利害関係人の申立てにより、債権者又は持分証券保有者を適切に代理することを確保するために、追加委員会の選任、委員の変更又は増員を、連邦管財官に対して命じることができる(同条(a)(2)、(a)(4))。なお、債務者が小規模事業者の場合で、正当な理由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、債権者委員会を選任しないよう命じることができる。

(15) R.第1015条については、本試訳〔2〕を参照。

(16) 原則として、銀行に対しては、連邦倒産法は適用されないが(11 U.S.C.

共同で管理されている数個の倒産財団のために、単一の管財人を選出することができる。

(b) **別個の管財人を選出する債権者の権利** R. 第1015条(b)の規定による共同管理が命じられたにもかかわらず、いかなる債務者の債権者も、その事件が第7章第V節に基づくものでない限り、本法第702条⁽¹⁷⁾に規定されている債務者の倒産財団のための別個の1名の管財人を、選出することができる。

(c) **共同管理されている数個の倒産財団のための数名の管財人の選任**

(1) 第7章清算事件 第7章第V節によって規律される事件の場合を除いて、連邦管財官は、第7章事件において共同管理されている数個の倒産財団のために、1名又は数名の仮管財人を選任することができる。

(2) 第11章更生事件 1名の管財人の選任が命じられた場合、連邦管財官は、第11章の事件において共同管理されている数個の倒産財団のために、1名又は数名の管財人を選任することができる。

(3) 第12章家族農業従事者の債務調整事件 連邦管財官は、第12章事件において共同管理されている数個の倒産財団のために、1名又は数名の管財人を選任することができる。

(4) 第13章個人の債務調整事件 連邦管財官は、第13章事件において共同

§109, 福岡・232頁, 252頁), 連邦倒産法第7章第V節は、クリアリング銀行の清算(clearing bank liquidation)(11 U.S.C. §781~784)を定める。クリアリング銀行(clearing bank)(例, 無保険の連邦準備制度加盟州法銀行(an uninsured State member bank)等)の場合、財産管理者(conservator)又は財産保全管理人(receiver)が、管財人となる。但し、連邦準備制度理事会が、別の管財人を指名することがある。管財人の追加権限として、銀行の売却、合併、資産売却等の権限が定められている。

(17) 連邦倒産法第702条は、第7章清算事件における管財人の選出を規定している。第7章事件では、まず連邦管財官が事件開始とともに仮管財人を選任し(同法第701条参照)、その後、債権者集会で債権者が管財人候補者を選出するシステムになっている(同法第702条)。認容されうる、その存否が争われていない、額や責任が確定している無担保債権者であって、倒産財団と重大な相反利害がなく、かつ、内部者でない者は、管財人候補者を選出する議決権を有する(同条(a)(1)(2)(3))。債権者集会(連邦倒産法第341条参照)において、債権者は、管財人1名を選出することができる(同法第702条(b))。管財人の選出は、無担保債権額の20%以上を保有する債権者であって、総債権額の過半の無担保債権額を有する債権者の賛成による(同条(c)(1)(2))。

管理されている数個の倒産財団のために、1名又は数名の管財人を選任することができる。

(d) **潜在的な利益相反** 数個の異なる倒産財団の債権者又は持分証券保有者が、選出又は選任された1名の共通の管財人の利益相反によって権利が侵害されるであろうとの主張・立証に基づいて、裁判所は、共同管理される数個の倒産財団のために、個別の管財人の選任を命じなければならない。

(e) **個別の勘定** 共同管理されている数個の倒産財団の単一の又は数名の管財人は、それぞれの倒産財団の財産及び配当の個別の勘定を維持しなければならない。

◆ R. 第2010条（管財人の就任；損害填補保証に関する手続）⁽¹⁸⁾

(a) **包括損害填補保証** 連邦管財官は、合衆国を受取人として、(1) 複数の事件において管財人として就任している者、及び、(2) 別の事件においてそれぞれ管財人として就任している複数の管財人の損害賠償責任を填補するために、その管財人又は複数の管財人による公的な義務の忠実な遂行を条件とする損害填補保証を許可することができる。

(b) **保証に関する手続** 管財人の損害填補保証に関する手続は、条件に違反したことにより損害を受けた者の利用に供するために、合衆国の名において利害関係がある者により提起することができる⁽¹⁹⁾。

(18) 連邦倒産法第322条(a)によれば、同法第701条～第703条、第1104条、第1163条、第1202条又は第1302条の規定により管財人として選出又は選任された者は、その選出又は選任後7日を経過する時まででその職務上の義務を遂行し始めるまでの間に、その職務上の義務の忠実な遂行の条件として、保証を合衆国の利益のために裁判所に提供した場合に、管財人としての資格を有することとされている。この供されるべき保証の額、供された保証に関する担保の充分性は、連邦管財官が決定しなければならない(連邦倒産法第322条(b))。なお、債務者が負った制裁又は債務者の義務懈怠による没収については、管財人はその責任を負わないし、管財人はその提供した保証からも負担しない(同条(c))。

(19) 連邦倒産法第322条(d)によれば、管財人が供した担保に関する手続は、管財人が職務上の義務を免責された日から2年を経過した後には開始することはできない。

◆ R. 第2011条 (財産の占有を継続する債務者又は管財人の就任に関する証拠)

(a) 債務者が財産の占有を継続する債務者であることの証拠, 又は, 管財人が就任していることの証拠が必要とされたときはいつでも, 裁判所書記官は, そのように認証をすることができ, かつ, その認証証書はその事実に関する終局的な証拠になるものとする。

(b) 管財人として選出され又は選任された者が本法第322条(a)の規定による所定の期間内に⁽²⁰⁾資格を有しないときは, 裁判所書記官は, その旨を裁判所及び連邦管財官に通知しなければならない。

◆ R. 第2012条 (管財人の交替又は承継管財人; 計算)

(a) 管財人 管財人が第11章事件において選任され, 又は, 債務者が第12章事件における占有を継続する債務者として解任されたときは, 管財人は, 財産の占有を継続する債務者と当然に交替して, 係属している訴訟手続, 倒産手続, 又は事件における当事者の地位に就く。

(b) 承継管財人 管財人が死亡し, 辞職し, 解任され, 又はその他の理由で本法の下で事件の係属中にその職務の執行を停止する場合には, (1) その承継人は, 当然に, 係属している訴訟手続, 倒産手続, 又は事件における当事者の地位に就き, かつ, (2) 承継管財人は, それまでの倒産財団の管理に関する計算書を作成し, 裁判所に提出し, かつ, 連邦管財官に対して送付しなければならない。

◆ R. 第2013条 (管財人, 調査委員及び専門家に支給された報酬の公的記録)

(a) 保管されるべき記録 裁判所書記官は, (1) 管財人, 及び管財人によって雇用された弁護士, 会計士, 評価人, 競売人, 及び, その他の専門家, 並びに, (2) 調査委員⁽²¹⁾に対して, 裁判所によって支給された報酬を一覧にした公的記録を保管しなければならない。その記録は, 事件の名称及び事件番号, 報酬を受領した個人の氏名又は法人の名称, 並びに, 支給された金額を含むものとする。その記録は年代順に保管されなければならない, 最新の状態で維持されなければならない, かつ, 手数料を負担することのない公の閲覧に供するものとする。本条によって用いられている「管財人」には, 財産の占有を継続

(20) 「本法第322条(a)の規定による所定の期間内」とは, 注(18)で述べた, 保証を提供すべき期間をいう。

(21) 調査委員の選任については, 連邦倒産法第1104条(c)参照。

する債務者を含まない。

(b) **記録の概要** 各年度末に、裁判所書記官は、前年に支給された全ての報酬を反映するために、個人名又は法人名ごとの公的記録の概要を作成しなければならない。その概要は、手数料を負担することのない公の閲覧に供するものとする。裁判所書記官は、概要の写しを連邦管財官に送付しなければならない。

◆ R. 第2014条（専門家の雇用）

(a) **雇用を求める申立て及び雇用の決定** 本法第327条⁽²²⁾、第1103条⁽²³⁾又は第1114条⁽²⁴⁾の規定により弁護士、会計士、評価人、競売人、代理人、又はその他の専門家を雇用することを承認する決定は、管財人又は委員会の申立てによってのみなされるものとする。その申立書は裁判所に提出されなければならない。かつ、事件が第9章地方公共団体の債務調整事件における場合を除いて、申立書の写しは、申立人によって連邦管財官に送付されなければならない。その申立書には、雇用のための必要性を示す特定の実事、雇用されるべきその者の氏名、選任の理由、供されるべき専門的役務、提案されている報酬の

(22) 連邦倒産法第327条(a)によれば、管財人は、裁判所の承認を得て、管財人を補佐するために弁護士等の専門家を雇用することができる。同条(b)は、連邦倒産法第721条、第1202条又は第1108条の規定により管財人が債務者の事業を遂行する権限を付与された場合であって、債務者がそれまで給与を支払って弁護士等の専門家を日常的に雇用していた場合には、管財人は、必要に応じてそれらの専門家を継続して雇用することができる旨を規定している。また、連邦倒産法第327条(d)によれば、裁判所は、倒産財団の利益になる場合には、管財人自身が弁護士又は会計士として職務を遂行する権限を付与することができる。なお、同条(f)によれば、管財人は当該事件において調査委員として職務を遂行してきた者を雇用することはできない。

(23) 連邦倒産法第1103条によれば、同法第1102条の規定により選任された債権者委員会又は持分証券保有者委員会は専門家を雇用することができる。

(24) 連邦倒産法第1114条は、第11章事件において債務者によって手続開始前から設定されていた、健康保険財団(組合)との関係における、退職した従業員やその家族に対する保険給付の処理を定める規定である。同条(b)(2)によれば、裁判所は、これらの退職従業員で構成される委員会を選任することができ、その委員会は、連邦倒産法第1102条及び第1103条の規定により選任される債権者委員会(注(23)参照)と同様の権限、すなわち、専門家を雇用する権限を与えられている。

合意、及び、申立人の知りうる限りで、それらの者と、債務者、債権者、他の利害関係人、それらの者のそれぞれの弁護士及び会計士、連邦管財官、又は連邦管財官の事務所で雇用されている者との間の関係のすべてを記載しなければならない。その申立書には、債務者、債権者、他の利害関係人、それらの者のそれぞれの弁護士及び会計士、連邦管財官、又は連邦管財官の事務所で雇用されている者との関係を明らかにした、その者の誓言された陳述書を添付しなければならない。

(b) 法律事務所又は会計事務所の構成員又はアソシエイトにより供される役務

本法及び本条の規定により、弁護士パートナーシップ若しくは弁護士法人が弁護士として雇用された場合、若しくは、会計士パートナーシップ若しくは会計法人が会計士として雇用された場合、又は、指名された弁護士若しくは会計士が雇用された場合には、そのパートナーシップ又は法人のパートナー、構成員、若しくは正規のアソシエイトであるいかなる者、又は、個人は、裁判所のさらなる決定がなくとも、そのように雇用された弁護士又は会計士として行動することができる。

◆ R. 第2015条 (記録を保管し、報告書を作成し、かつ、事件又は事情の変更を通知する義務)

(a) 管財人又は財産の占有を継続する債務者 管財人又は財産の占有を継続する債務者は、次のことをしなければならない。

(1) 第7章清算事件及び、裁判所が命じた場合における第11章更生事件において、管財人又は財産の占有を継続する債務者として就任した後30日以内に、債務者の財産の完全な目録を裁判所に提出し、かつ、これを連邦管財官に送付すること。ただし、その目録が、すでに提出されていた場合は、この限りではない。

(2) 受け取った金銭及び財産の受領書の記録、及び、受け取った金銭及び財産の処分に関する記録を保管すること。

(3) 金銭の支払が使用人に対してなされるときは、源泉徴収され、又は、使用人のためにかつ使用人を代理して納付されることが必要とされるすべての税金の控除額及びこれらが預託されている場所に関する陳述書を含む、本法第704条(a)(8)⁽²⁵⁾の規定により必要とされる報告書及び概要書を裁判所に提出すること。

(4) 事件の開始後可及的速やかに、債務者の放棄又は指図の対象になって

いる金銭又は財産を保有していることが知られているすべての者で、すべての銀行、貯蓄貸付社団又は建築貸付社団、公益事業会社、及び、債務者が敷金を預託している土地所有者、並びに、債務者に解約返戻金が支払われることになっている保険証券を発行したすべての保険会社を含む者に対して、当該事件を通知すること。ただし、その事件を知っている者又は以前に事件の通知を受けた者は、この限りではない。

(5) 第11章更生事件において、法典第28編第1930条(a)(6)⁽²⁶⁾の規定による手数料を納付する義務が存続している間の各四半期の翌月の最後の日まで、その四半期に支払われた費用の陳述書、及び、その四半期に法典第28編第1930条(a)(6)の規定により納付されうる手数料の陳述書を裁判所に提出し、かつ、連邦管財官に送付すること、及び、

(6) 第11章小規模事業者の事件においては、理由があると認めて別段に報告期間を裁判所が指定する場合を除いて、救済命令の後の暦月ごとに、本法第308条⁽²⁷⁾の規定により必要とされる報告書を、適切な公定様式に基づき作成し裁判所に提出し、かつ、連邦管財官に送付すること。救済命令が暦月の最初の15日以内に発令された場合には、救済命令の後のその暦月の部分について、報告書は裁判所に提出されなければならない。救済命令が暦月の15日目より後に発令された場合には、その暦月の残余の期間は、翌暦月の報告書に含まれるものとする。各報告書は、その報告書により対象とされた暦月の翌暦月の最後の日の後の21日を超えない期間内に裁判所に提出されなければならない。本号の規定による報告書を提出する義務は、計画の効力発生日に、又は事件の移行若しくは事件の棄却により、消滅する。

(b) 第12章の管財人及び財産の占有を継続する債務者 第12章家族農業従事者の債務調整事件において、財産の占有を継続する債務者は、本条(a)(2)～(4)の規定による義務を遂行しなければならず、かつ、裁判所が命じるときは、

(25) 連邦倒産法第704条(a)(8)によれば、管財人は、債務者の事業を経営する権限を与えられた場合に、裁判所、連邦管財官、及び、その事業経営によって生じた租税の徴収又は確定を所管するその他の政府機関に対し、事業経営に関する定期的な報告書及び概要書を提出することが義務づけられている。

(26) 法典第28編第1930条(a)(6)によれば、第11章事件の申立人は、申立手数料のほかに、手続開始後の四半期ごとに一定の手数料を連邦管財官に納付しなければならない、それは財務省に寄託される。

(27) 連邦倒産法第308条は、債務者が小規模事業者である場合に債務者の収益力などを含む定期財務報告書等の提出を債務者に義務づけている。

裁判所が指定した期間内に、債務者の財産の完全な目録を裁判所に提出し、かつ、連邦管財官にこれを送付しなければならない。債務者が財産の占有を継続する債務者を解任されたときは、管財人が、本項の規定による財産の占有を継続する債務者の義務を遂行しなければならない。

(c) **第13章の管財人及び債務者** (1) 事業者事件 第13章個人の債務調整事件において、債務者が事業に従事しているときは、債務者は本条(a)(2)～(4)の規定による義務を遂行しなければならない。かつ、裁判所が命じるときは、裁判所が指定した期間内に、債務者の財産の完全な目録を裁判所に提出し、連邦管財官にこれを送付しなければならない。

(2) 非事業者事件 第13章個人の債務調整事件において、債務者が事業に従事していないときは、管財人は本条(a)(2)の規定による義務を遂行しなければならない。

(d) **外国管財人**⁽²⁸⁾ 裁判所が第15章の下での外国倒産処理手続の承認を付与した事件において、外国管財人は、外国倒産処理手続が承認された後の情報をその外国管財人が知った日の後14日以内に、本法第1518条⁽²⁹⁾の規定により必要とされるいかなる通知をも裁判所にしなければならない。

(e) **報告書の送付** 第11章事件において、裁判所は、年次報告書の写し又はその概要書及びその他の報告書の写し又はその概要書は、債権者、持分証券保有者及び社債信託証書又は菌型証書受託者に対して郵送されなければならないことを命ずることができる。裁判所は、同じく、その報告書の概要書の公告を命ずることができる。本項の規定により郵送され又は公告されたすべての報告書又は概要書の写しは、連邦管財官に送付されなければならない。

◆ R. 第2015.1条 (患者ケア・オンブズマン)

(a) **報告書** 患者ケア・オンブズマンは、裁判所が別段命じない限り、本

(28) ここにいう「外国管財人」とは、連邦倒産法第101条(24)によれば、債務者の資産若しくは事業の更生又は清算を行う権限、又は外国の手続の代表者として行動する権限を外国の手続において認められた者又は機関であって、仮の手続において選任された者又は機関を含むものと、定義されている。

(29) 連邦倒産法第1518条によれば、外国管財人が外国倒産手続の承認を求める申立てをした時から、外国管財人の地位のその後の変更、債務者につき外国管財人に知られるようになったその他の外国手続に関する状況の変更を速やかに裁判所に通知しなければならないとしている。

法第333条(b)(2)⁽³⁰⁾の規定により報告をする日の前少なくとも14日の猶予をもって、その報告がなされることを裁判所に対して通知しなければならない。その通知は、連邦管財官に送付されなければならない。報告書の対象であるヘルス・ケア施設において明確に告示され、かつ、債務者、管財人、すべての患者、及び本法第705条の規定により選出され若しくは第1102条の規定により選任されるいかなる委員会、又はその委員会によって授権された代理人、又は、事件が第9章地方公共団体の債務調整事件若しくは第11章更生事件であり、かつ、いかなる無担保債権者の委員会も本法第1102条の規定により選任されなかった場合においてはR.第1007条(d)の規定により裁判所に提出された名簿に含まれている債権者、及び、裁判所が指定するその他の者に送達されなければならない。その通知は、報告がなされるであろう日時、報告がなされるであろう様式を記載してしなければならない。かつ、その報告が書面による場合には、債務者の負担で報告書の写しが取得されうる者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、及び存在する場合にはウェブサイトに記載してしなければならない。

(b) **厳秘の患者記録を審査する権限** 患者ケア・オンブズマンによる本法第333条(c)⁽³¹⁾の規定による厳秘の患者記録を審査するための申立ては、R.第9014条の規定により規律されるものとし、その申立書は、患者のヘルス・ケアに関する情報を提供する目的で、管財人又は債務者にその氏名及び住所が提供された患者及び家族又は連絡担当者へ送達されなければならない。かつ、患者の個人情報に関係する適用される非倒産法に従い、連邦管財官に送付されなければならない。裁判所が別段命じない限り、その申立てに基づく審問は、申立書の送達があった後の14日を経過する前には開始することができない。

(30) 連邦倒産法第333条(b)(2)は、ヘルス・ケア事業者である債務者が患者に提供したヘルス・ケアの質に関する報告を、裁判所に対してしなければならないことを規定している。

(31) 連邦倒産法第333条(c)は、患者ケア・オンブズマンは患者の厳秘の情報を保持することはできるが、裁判所が承認しない限りそのような患者の情報を検証することはできない旨を規定するとともに(同項(1))、患者ケア・オンブズマンは、1965年米国高齢者法、及び州長期ケア・オンブズマン計画を規律する非連邦法の下でのオンブズマンの権限に沿って患者記録へアクセスしなければならないと規定している(同項(2))。

◆ R. 第2015.2条 (ヘルス・ケア事業者事件における患者の移送)

裁判所が別段命じない限り、債務者がヘルス・ケア事業者であるときは、管財人は本法第704条(a)(12)⁽³²⁾の規定により患者を他のヘルス・ケア事業者に移送することができない。ただし、管財人がその移送に関して、存在するとなれば患者ケア・オンブズマン、患者、及び、患者のヘルス・ケアに関する情報を提供する目的のために氏名及び住所が管財人又は債務者に提供されていたいかなる家族又は連絡担当者にも、少なくとも14日の猶予をもった通知をする場合には、この限りではない。その通知は、患者のプライバシーに関連して適用がある非倒産法に従うものとする。

◆ R. 第2015.3条 (第11章の倒産財団が支配的な又は実質的な権利を有する者に関する財務情報の報告書)

(a) **報告の要件** 第11章事件において、管財人又は財産の占有を継続する債務者は、公開会社又は第11編の下での事件における債務者ではないそれぞれのもので、その倒産財団が実質的又は支配的な権利を有するそれぞれの者の価値、事業、及び収益力の定期財務報告書を裁判所に提出しなければならない。その報告書は、適切な公定様式で規定されるところにより作成され、かつ、管財人又は財産の占有を継続する債務者に合理的に利用され得る直近の情報に基づくものとする。

(b) **提出の期間；送達** 本条の規定により必要とされる最初の報告書は、本法第341条⁽³³⁾の規定による債権者集会の最初の期日の前7日を超えない期間内に提出されなければならない。その後の報告書は、計画の効力発生日、又は事件が棄却され若しくは移行される時まで、6月を超えない期間ごとに提出されなければならない。その報告書の写しは、連邦管財官、本法第1102条⁽³⁴⁾の規定により選任されたいかなる委員会、及び、報告書の送達を求める申立てをなしたすべての利害関係人に、送達されなければならない。

(c) **実質的な又は支配的な権利の推定；裁判による確定** 本条との関係に

(32) 連邦倒産法第704条(a)(12)は、管財人が患者を適切なヘルス・ケア事業者に移送する義務について規定している。

(33) 連邦倒産法第341条は、債権者集会及び持分証券保有者集会に関する規定である。

(34) 連邦倒産法第1102条は、債権者委員会及び持分証券保有者委員会に関する規定である。

において、倒産財団が少なくとも20パーセントの権利を支配し又は有する者は、倒産財団が実質的な又は支配的な権利を有する者であると推定されるものとする。倒産財団が20パーセント未満の権利を支配し又は有する者は、倒産財団が実質的な又は支配的な権利を有する者ではないと推定されるものとする。申立てに基づき、その者、その者に対して権利を保有するいかなる者、連邦管財官、又はすべての利害関係人は、いずれかの推定に対して反証を試みることができ、かつ、裁判所は、通知をなし審問を経た上で、その者についての倒産財団の権利が実質的又は支配的であるか否かを確定しなければならない。

(d) **報告の要件の変更** 管財人又は財産の占有を継続する債務者が誠実に努力をした上でもこれらの報告の要件に適合することができないこと、又は、(a)の規定により必要とされる情報を公に利用することができることを含めて、理由があると認めるときは、裁判所は、通知をなし審問を経た上で、本条(a)に規定される報告の要件を変更することができる。

(e) **通知及び保護命令**⁽³⁵⁾ 本条の規定により必要とされる最初の報告書を提出する前14日を超えない期間内に、管財人又は財産の占有を継続する債務者は、倒産財団が実質的な又は支配的な権利を有する者、及び、管財人又は財産の占有を継続する債務者が本条の規定によりその者に関係する財務情報を作成しかつ送達することを予期しているその者に対する権利を有する—管財人又は財産の占有を継続する債務者に知られている—すべての者に対して、通知を送付しなければならない。倒産財団が実質的な若しくは支配的な権利を有する者、又はその者に対する権利を有する者は、本法第107条⁽³⁶⁾の規定の下での情報の保護命令を申し立てることができる。

(f) **申立ての効力** 裁判所が別段命じない限り、本条(c)、(d)、又は(e)の規定による申立てが係属することは、(a)の要件を変更又は停止しないものとする。

(35) ここにいう「保護命令」は、連邦倒産法第107条によれば、営業秘密等を閲覧の対象から外し(同条(b))、あるいは、事件で提出された文書における個人又はその財産に対して不当なリスクや損害を与える情報を、閲覧の対象から外すことによって(同条(c))、保護する命令をいう。

(36) 連邦倒産法第107条は、連邦倒産法の下での事件で提出された書類及び倒産裁判所の事件記録の閲覧に関する規定である。

◆ R. 第2016条 (提供された役務の報酬及び経費の償還)

(a) 報酬又は償還を求める申立て 役務に対する仮の若しくは最終的な報酬、又は必要な経費の償還を倒産財団に対して請求する者は、(1) 提供された役務、要した時間、及び負担した経費の詳細な陳述書、並びに、(2) 求められる金額に関する詳細な陳述を明記した申立書を裁判所に提出しなければならない。報酬を求める申立ては、その事件に関連していかなる資格においても提供された又は提供されるべき役務に関して申立人にそれまでに支給又は約束された報酬の支払内容、そのように支払われた又は約束された報酬の原因、以前に受領した報酬が分配されたか否か、及び、合意又は了解が、その事件において又はその事件に関連して提供された役務につき受領された又は受領されることになっている報酬の分配を目的として申立人とその他の者との間に存在しているか否か、並びに、報酬の分配又はそのための合意若しくは了解についての具体的事項の詳細な陳述を、含まなければならない。ただし、法律事務所又は会計士事務所の構成員又は正規のアソシエイトとしての報酬の分配を目的とした申立人が作成した合意の詳細は必要とされない。本項の要件は、その申立てが債権者又はその他の者によってなされた場合であっても、弁護士又は会計士によって提供された役務について報酬を求める申立てに適用されるものとする。事件が、第9章地方公共団体の債務調整事件でない限り、申立人は、申立書の写しを連邦管財官に送付しなければならない。

(b) 債務者の弁護士へ支給又は約束された報酬の開示 債務者のためのすべての弁護士は、弁護士が報酬を求める申立てをすると否とにかかわらず、救済命令の後14日以内に、又は、裁判所が指定する別の期日に、その弁護士がすべてのその他の者との間で報酬を分配した又は分配しあうことに合意したか否かを含む本法第329条⁽³⁷⁾の規定により必要とされる陳述書を裁判所に提出し、かつ、連邦管財官へ送付しなければならない。その陳述書は、弁護士によるすべてのそのような分配又は分配するための合意に関する具体的事項を含まなければならないが、その弁護士の法律事務所の構成員又は正規のアソシエイトとの

(37) 連邦倒産法第329条(a)及び(b)によれば、弁護士は、手続開始申立ての日より1年前以降に支払われた又は合意された報酬、及び、その報酬の原因に関する陳述書を、裁判所に提出しなければならない。また、報酬が、弁護士がなした役務の合理的な価額を超えていた場合には、裁判所は、合意を取り消し、又は超過部分を倒産財団又は支払者に対して返還するよう命じることができる。

間の報酬の分配に関するいかなる合意の詳細も必要とされない。補充陳述書は、従前に開示されていない支払い又は合意がなされた後14日以内に、裁判所に提出され、かつ、連邦管財官へ送付されなければならない。

(c) 倒産手続開始の申立書の作成者に対して支給又は約束された報酬の開示

倒産手続開始の申立書が提出される前に、債務者のためのすべての倒産手続開始の申立書の作成者は、債務者に対し、第110条(h)(2)の規定により必要とされる偽証罪に服するところの宣言書を交付しなければならない。その宣言書では、事件の手続開始の申立てから12月内に債務者から又は債務者のために受領した手数料、及び、手数料の原因、並びに、債務者に課されているすべての未払いの手数を開示しなければならない。その宣言書には、履行された役務、及び、倒産手続開始の申立書の作成者によって作成された又は作成されざるを得なかった書面を記載しなければならない。その宣言書は、手続開始の申立書とともに裁判所に提出されなければならない。手続開始の申立書の作成者は、従前に開示されていない支払い又は合意がなされた後14日以内に、補充陳述書を裁判所に提出しなければならない。

◆ R. 第2017条（債務者の弁護士との債務者の取引行為の調査）

(a) 救済命令前における弁護士への支払い及び財産譲渡 利害関係人の申立てにより又は職権で、裁判所は、通知をなし審問を経た上で、債務者によりなされた金銭の支払い又は財産の譲渡であって、債務者によって直接若しくは間接になされ、かつ、債務者によってなされ若しくは債務者に対してなされる本法の下での手続開始の申立てを企図してなされ、又は、債務者以外の者による手続開始の申立てによる事件における救済命令が発せられる前においてなされた、すでに提供された又は提供されることになっている役務についての弁護士に対する金銭の支払い又は財産の譲渡が過大なものであるかどうかを決定することができる。

(b) 救済命令後における弁護士への支払い及び財産譲渡 債務者、連邦管財官の申立てにより又は職権で、裁判所は、通知をなし審問を経た上で、本法の下での事件の救済命令が発せられた後における債務者によって弁護士に対してなされた金銭の支払い若しくは財産譲渡、又はそれらに関する合意が過大なものであったか否かを、その支払い、財産の譲渡又はそれらに関する合意がいかなる意味であれその事件に関係する役務である場合には、その支払い又は財産譲渡が直接若しくは間接になされたとなされるであろうとを問わず、決定す

ることができる。

◆ R. 第2018条 (手続参加；審問を受ける権利)

(a) 許可に基づく手続参加 本法の下での事件において、裁判所が命じた通知に基づく審問を経た後で、かつ、理由があると認めるときは、裁判所は、利害関係を有する者が包括的に又は特定の事項に関して手続に参加することを許可することができる。

(b) 州の司法長官による手続参加 第7章、第11章、第12章、又は第13章の事件において、州の司法長官は、裁判所がその出廷に公共の利益があると判断した場合には、消費者債権者の利益のために出廷し、審問を受けることができるが、司法長官は、その事件におけるいかなる判決、決定又は命令に対しても上訴をすることはできない。

(c) 第9章地方公共団体の債務調整事件 合衆国財務省長官は、第9章事件の手続に参加することができ、又は、裁判所により求められた場合には手続に参加しなければならない。債務者が居住する州の代表者は、裁判所により指定された事項に関し、第9章事件の手続に参加することができる。

(d) 労働組合⁽³⁸⁾ 第9章、第11章、又は第12章の事件において、債務者の従業員を代表する労働組合又は従業員組合⁽³⁹⁾は、従業員の権利に影響を与え

(38) 第11章事件では、連邦証券取引委員会は事件における争点につき審問を受ける権利を保障されており(連邦倒産法第1109条(a))、債務者、債権者、持分証券保有者等にも審問を受ける権利が保障されている(同条(b))。本条(d)は、労働組合又は従業員組合にも審問を受ける権利を保障している。これに対して、日本民事再生法24条の2、42条3項、168条によれば、労働組合等の意見を聴取しなければならないとされ、同174条5項によれば、再生計画の認可又は不認可の決定を労働組合に対して通知しなければならないとされている。

(39) 本文中の労働組合(a labor union)と従業員組合(employees' association)は、アメリカにおいても現在はほぼ同様の働きをする組織形態であると考えられているが、前者は連邦法で認められた組合であり、歴史的な経緯から労働運動等の活動を連想する組織である点、他方で後者は各州法に根差す組織であり、経営者や弁護士等を含む専門職集団の割合が比較的高いという特徴がある点で、若干の組織形態の違いがある。また、税法上の面においてIRS(内国歳入庁)により両者は区分されている。本稿では、前者を「労働組合」と、後者を「従業員組合」と訳出した。上記の差異につき、See, Daniel B. Cornfield, *The Attitude of Employee Association Members toward Union Mergers*:

る計画案の経済的健全性について審問を受ける権利を有するものとする。本項の規定により審問を受ける権利を行使する労働組合又は従業員組合は、法律によって別段許されていない限り、その計画案に関するいかなる判決、決定、又は命令に対しても上訴をする適格を有しないものとする。

(e) **本条の規定が適用される者に対する送達** 裁判所は、本条の規定により手続に参加し又は審問を受けることを許可された者に対する書類及び通知の送達を規律する命令を発することができる。

◆ R. 第2019条 (第9章事件及び第11章事件における債権者及び持分証券保有者に関する開示)

(a) **定義** 本条において、次の用語は、ここに規定される意味を有する。

(1) 「開示されうる経済的利益」とは、請求権又は権利の価値、取得、又は処分により影響を受ける経済的利益をその保有者に与える、請求権、権利、質権、リーエン、オプション、参加権、金融派生商品であるいかなるもの、又はその他の権利若しくは派生的権利であるいかなるものをも意味する。

(2) 「代理する」とは、計画の認可に関して、他者のために、裁判所において議決権を行使する地位を取得すること、又は議決権の行使を懇請することを意味する。

(b) **集団、委員会及びその他の者による開示**

(1) 第9章又は第11章の事件において、本条(c)に規定される情報を明らかにした誓言された陳述書は、複数の債権者又は持分証券保有者から構成され、又は、これらの者を代理するあらゆる集団若しくは委員会、又は、複数の債権者又は持分証券保有者を代理するあらゆる者であって、(A) 複数の債権者又は持分証券保有者の共通の利益を促進するために協働して行動し、かつ、(B) 一方の者の関連会社等又は内部者で完全に構成されていない者により、裁判所に提出されなければならない。

(2) 裁判所が別段命じない限り、唯一次の地位にあることを理由として、本項(1)の規定による誓言された陳述書を裁判所に提出することを求められることはない。

(A) 社債信託証書等若しくは歯型証書の受託者、

(B) 信用供与についての合意の下での1人若しくは数人の他者のための代理人,

(C) 集団訴訟の代表者, 又は,

(D) 自然人ではない政府機関。

(c) **必要とされる情報** 誓言された陳述書は, 次の事項を含むものとする。

(1) 適切な事実及び状況であって, (A) 集団, 又は, 本法第1102条又は第1114条の規定により選任された委員会を除く委員会について, その集団若しくは委員会が設けられることになった依頼に関するそれぞれの者の氏名, 又は, その集団若しくは委員会が行為することに同意した者に関するそれぞれの氏名を含む, その集団又は委員会の設置に関するもの, 又は, (B) ある者についてであって, いかなる者の依頼で雇用されることが合意されたかに関するそれぞれの債権者又は持分証券保有者の氏名を含む, その者の雇用に関するもの。

(2) (c)(1)の規定により開示されていないときは, ある者について, 及び, 集団又は委員会のそれぞれの構成員についてであって,

(A) 氏名及び住所,

(B) その者が雇用され又はその集団若しくは委員会が設けられた日を基準とした債務者に関して保有されるそれぞれの処分可能な経済的利益の種類及び額, 並びに,

(C) 本法第1102条又は第1114条の規定により選任された委員会を除いて, 集団又は委員会の構成員に加えていかなる者をも代理していると主張するそれぞれの集団又は委員会についてであって, 手続開始の申立てがなされるより1年を超える前に取得されたものでない限り, それぞれの処分可能な経済的利益を取得した四半期ごと及び年ごとの日時。

(3) ある者, 集団, 又は, 本法第1102条又は第1114条の規定により選任された委員会を除く委員会により代理されるそれぞれの債権者又は持分証券保有者について, (c)(1)又は(c)(2)の規定により開示されていないときは,

(A) 氏名及び住所, 並びに, (B) 陳述書が作成された日現在での債務者に関して保有されるそれぞれの処分可能な経済的利益の種類及び額, 並びに,

(4) ある者, 集団, 又は委員会に対して債権者又は持分証券保有者の利益のために行為をする権限が授権されていることがあるときは, その授権書面の写し。

(d) **補充陳述書** 直近に裁判所に提出された陳述書において開示された事

実に重要な変更があったときは、ある者、集団、又は委員会は、計画の認可について裁判所において議決権を行使する地位を取得し、又は議決権の行使を懇請するときはいつでも、誓言された補充陳述書を裁判所に提出しなければならない。その補充陳述書は、(c)の規定により必要とされる開示されるべき事実における重要な変更を明らかにしなければならない。

(e) 規定の遵守の懈怠の確定：制裁

(1) 利害関係人の申立てにより又は職権で、裁判所は、本条の規定を遵守することの懈怠が存在したか否かを確定することができる。

(2) 裁判所は、そのような規定の遵守の懈怠を認定するときは、次のことを行うことができる。

(A) その者、集団、又は委員会が審問を受けることを許可し又は当該事件に参加することを許可することを、拒絶することができ、

(B) その者、集団、又は委員会によりなされ、得られ、又は受けた授權、同意、拒絶、又は反対を無効とする判断をすることができ、又は、

(C) その他の適切な救済を与えることができる。

◆ R. 第2020条（連邦管財官による行為の審査）

連邦管財官による行為又は不作為を争う手続は、R. 第9014条の規定により規律される。